

# 大田区 児童館構想

こどもの居場所づくり



大田区  
令和7年3月



## 目 次

1 児童館構想の策定にあたって .....	1
2 こどもの居場所を取り巻く状況 .....	2
(1)こどもの居場所づくり等に関する国の動向 .....	2
(2)全国の児童館の動向 .....	3
3 大田区におけるこどもの居場所を取り巻く状況 .....	5
(1)児童館の現状・課題 .....	5
(2)区内のこどもの居場所の状況 .....	17
4 2016年策定「児童館のあり方について」の現状と今後の方向性 .....	20
5 児童館のめざす方針 .....	23
6 めざすべき姿 .....	24
7 施策の展開 .....	26
(1)施策の体系 .....	26
(2)成果指標 .....	28
(3)取組みの内容 .....	29
8 今後の児童館体制 .....	33
9 関係機関や地域とのつながり .....	35
(1)専門機関や地域の関係機関との連携推進 .....	35
(2)地域(地域団体・企業・自治会等)の様々な主体の参加と連携の推進 .....	36
10 構想の推進 .....	38
資料	
1 こどもの居場所づくり検討部会について .....	40
2 こどもの居場所づくり検討部会委員名簿 .....	41
3 児童館構想の策定過程 .....	42
4 児童館の状況 .....	44



## 児童館構想の策定にあたって

近年、地域のつながりの希薄化、核家族化や少子化の進行、デジタル化の進展など、こどもを取り巻く環境の変化が顕著になってきています。また、こどもが抱える課題は複雑化しており、人々の価値観の多様化も進んでいます。このような状況において、こどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の重要性がますます高まっています。

我が国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据えて総合的に推進していくため、2023年4月、「子ども基本法」が施行され、子ども家庭庁が設置されました。また、同年12月には「子ども大綱」及び「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、子どもの居場所づくりの重要性や方向性が示されました。これらを踏まえ、児童館ガイドラインが2024年12月に改正され、2025年4月1日から運用を開始します。

大田区においては、2024年3月、新たな「大田区基本構想」を策定し、将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げました。この将来像の実現に向けた4つの基本目標の内、第一の基本目標を「未来を創り出す子どもたちが 夢と希望をもって 健やかに育つまち」としており、大田区においては今後さらに、子どもに関する施策を力強く推進していくこととしています。

また、区が2016年に策定した「児童館のあり方について」では、児童館から学校内施設への学童保育事業の移行、児童館や中高生ひろばの整備の方針、子ども・子育て支援新制度に基づく児童館の役割等を示しています。

本児童館構想は、「児童館のあり方について」を整理し、子ども基本法に基づく市町村こども計画である「大田区こども未来計画」との整合性を図るとともに、国の動向や区の子どもの居場所を取り巻く状況等を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿を改めて見直し、具体的な取組みの方向性を示すものとして策定します。

なお、国の児童館ガイドラインの改正等を踏まえ適宜見直しを行うものとし、計画期間は定めないものとします。

## 2 子どもの居場所を取り巻く状況

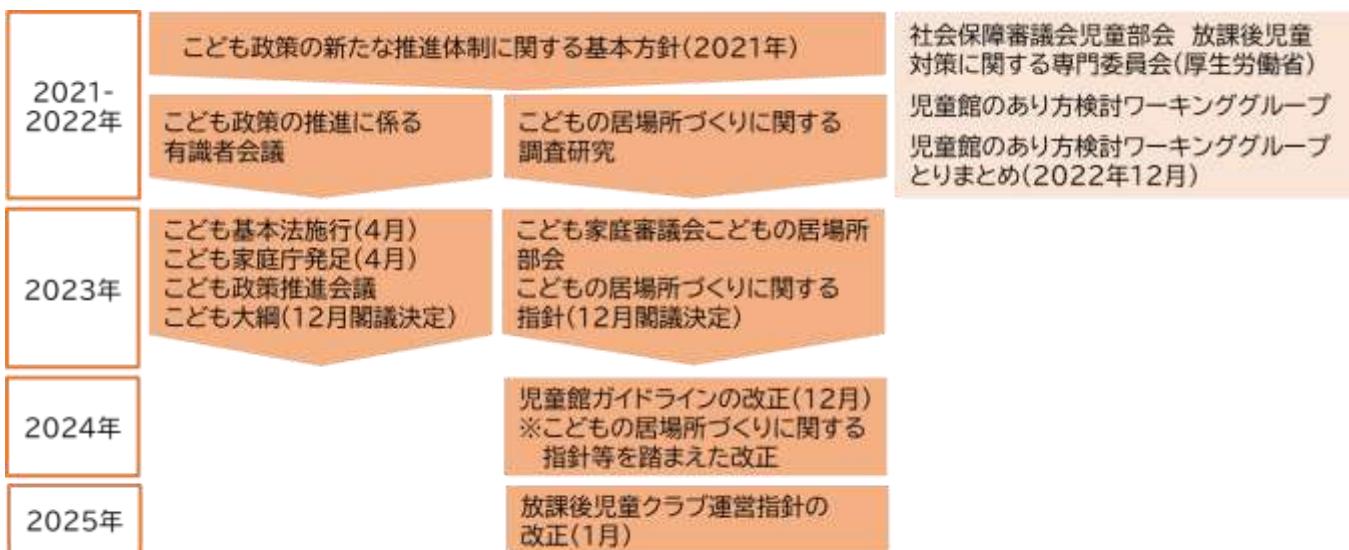
### (1) 子どもの居場所づくり等に関する国の動向

国は、子ども家庭庁創設前から、子ども政策の推進に係る有識者会議や、子どもの居場所づくりに関する調査研究を実施し、子どもの居場所に関する検討を進めてきました。

2023年には、子ども政策推進会議での議論を経て、12月に「子ども大綱」が閣議決定されました。また、子ども家庭審議会子どもの居場所部会での議論を経て、同じく12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」も閣議決定されています。「子ども大綱」や「子どもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの居場所づくりの重要性が示されるとともに、子どもの意見反映や社会参画、地域資源の活用、複合課題への対応等の方向性が示されました。そして、「居場所同士や関係機関と連携・協働した居場所づくり」を推進する役割を果たす場として、児童館が挙げられています。

2024年には、子ども家庭庁のもとに児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会が立ち上がり、「子ども基本法」及び「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた「児童館ガイドライン」、「放課後児童クラブ運営指針」等の見直しが検討され、2024年12月に「児童館ガイドライン」、2025年1月に「放課後児童クラブ運営指針」が改正されました。

#### 【子どもの居場所づくり等に関する国の動向】



## (2) 全国の児童館の動向

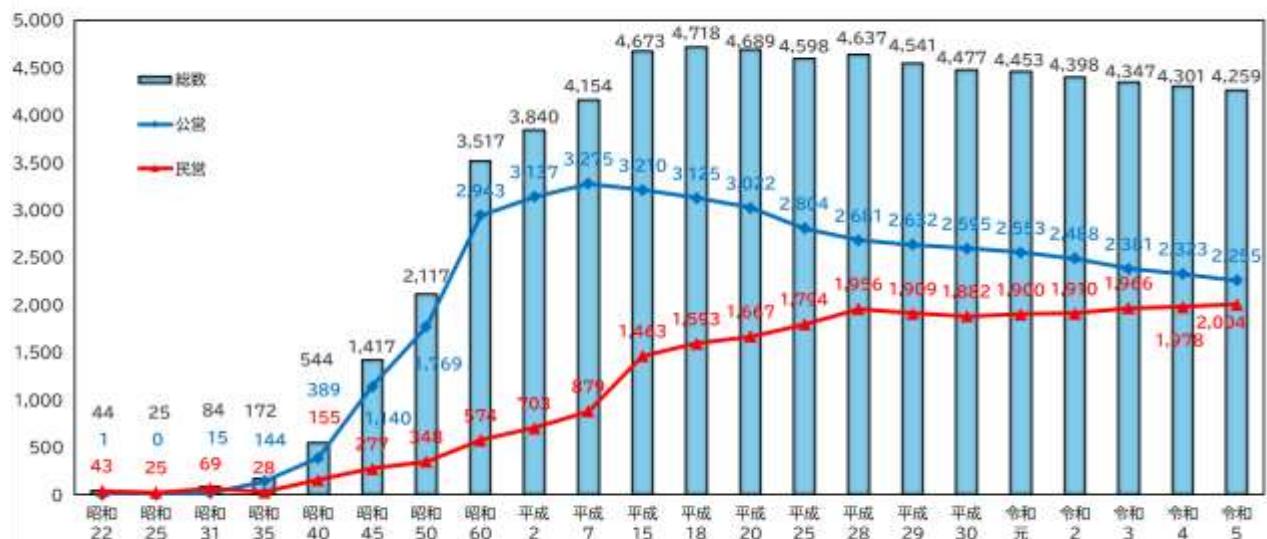
### ① 施設数の推移

児童館は、高度経済成長に伴う子育て環境の変化や、1963(昭和 38)年の国庫補助の開始により施設数が急増しました。その後は 2006(平成 18)年をピークに減少傾向にあり、2023(令和5)年時点の施設数は 4,259 となっています。また 2010 年代以降、急増期に建築された施設の老朽化への対応が各地で課題となっています。

【児童館数(公営・民営別)の推移】

- 児童館は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、高度経済成長がもたらしたことの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した。
- その後上昇カーブは緩やかになり、平成 18 年をピークに、ここ数年は減少傾向にある。
- 公営・民営別では、公営が平成 7 年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



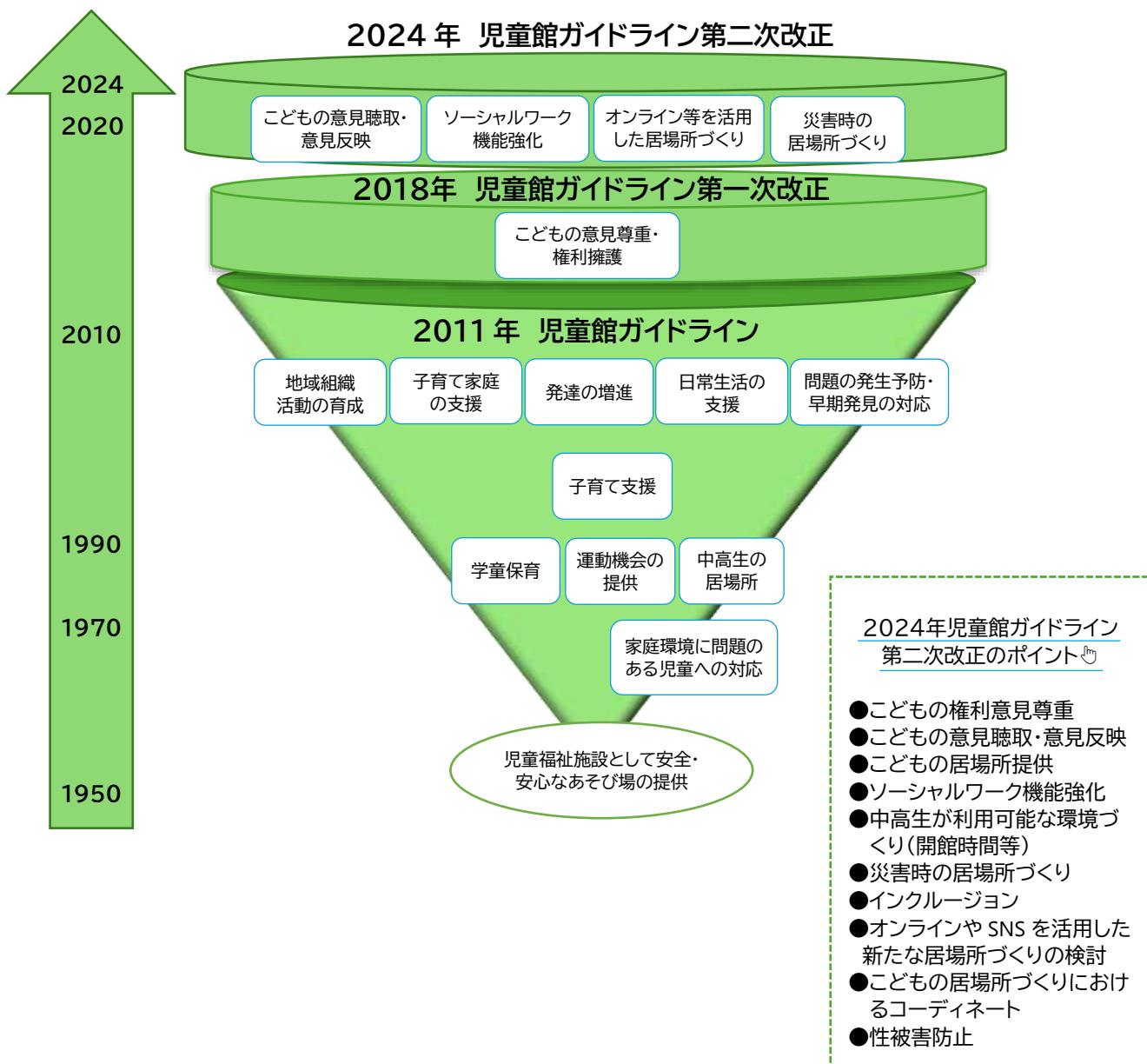
出典:こども家庭庁 HP「児童館について」より作成

## ② 役割・機能の多様化

児童館は、1947年に制定された児童福祉法において児童福祉施設として位置づけられて以来、多様な機能が追加されてきました。当初は、安全・安心な遊び場の提供がその機能として示されていましたが、その後、国による通知や児童館設置運営要綱の改正の中で、学童保育、運動機会の提供や中高生の居場所、子育て支援等の機能が追加されました。

さらに、2011年には児童館ガイドラインが策定され、児童館の機能・役割として、発達の増進や日常生活の支援、地域組織活動の育成等が挙げられました。また、2018年の児童館ガイドラインの第一次改正では、児童館の社会的責任として子どもの意見尊重・権利擁護が記されました。そして、2024年の児童館ガイドラインの第二次改正では、子どもの権利やソーシャルワーク機能の強化、災害時の居場所づくりといった視点等が追加されています。

### 【児童館の役割・機能の多様化】



## 大田区における子どもの居場所を取り巻く状況

### (1) 児童館の現状・課題

#### ① 施設の状況

##### ① - 1 施設数・配置状況

2025年3月時点で、児童館は 45 施設(直営 24 施設、委託 21 施設)が設置されています。この内、放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施している児童館は 35 施設となっています。

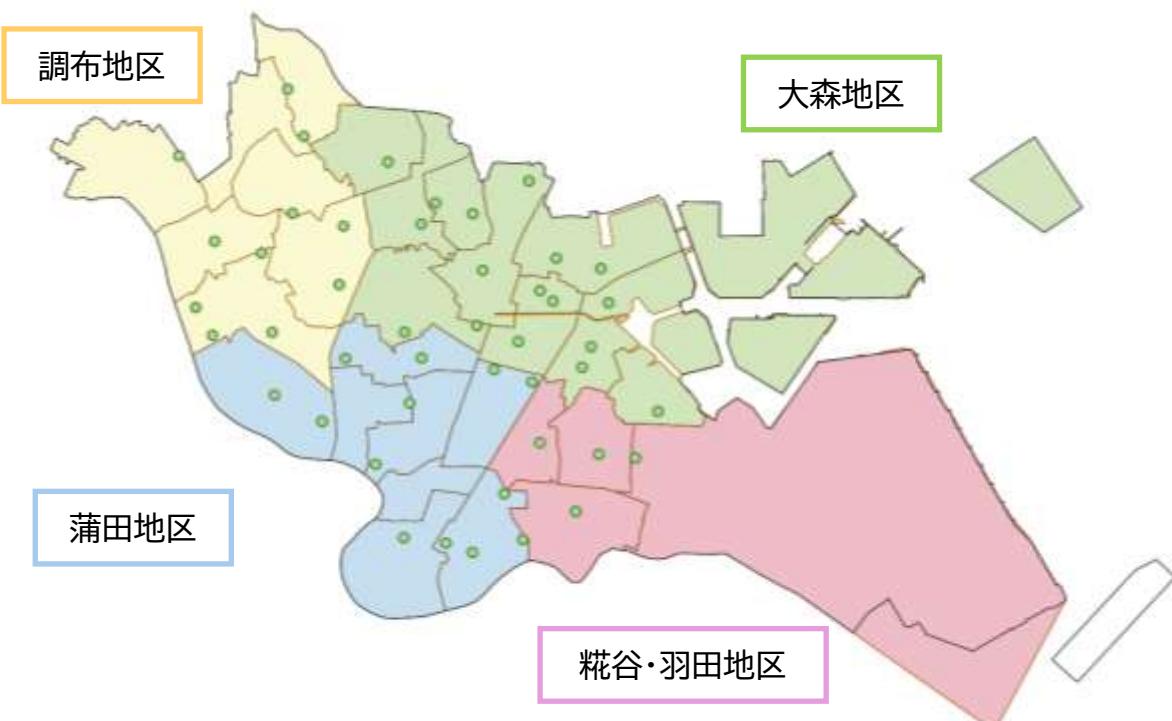
【児童館の施設数】

	大田区	地区別 ※			
		大森地区	調布地区	蒲田地区	糀谷・羽田地区
総数	45	16	9	13	7
直営施設	24	7	4	8	5
委託施設	21	9	5	5	2
学童保育実施施設	35	14	8	11	2

2025年3月時点

※地区…地域健康課等の所管区域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)

【大田区の児童館の配置状況】



## ① - 2 放課後児童健全育成事業(学童保育)の状況

「児童館のあり方について」では、すべての学童保育需要を区立小学校の施設で実施する「放課後ひろば」に取り込む方向性を示しています。学校施設改築に伴う事業開始や事業スペースの拡充等により、5年前と比較し学童保育の定員635人増と拡充を行いましたが、申請数も815人増加しており学童保育需要は増加傾向にあります。学童保育保留(待機)児対策も課題となっていますから、引き続き定員受入の拡充等、環境整備の検討が必要な状況が続いています。

## ① - 3 建物の状況

参考資料(44~46頁)に記載の児童館一覧表に示す通り、全国的な動向と同様に、大田区でも1970年代から80年代にかけて児童館の建築が進みました。その結果、2024年時点で児童館45施設の内32施設が築40年を超えており、多くの施設で老朽化が進んでいます。

【2024年時点の建物の状況】



## ② 利用状況と多様なニーズへの対応

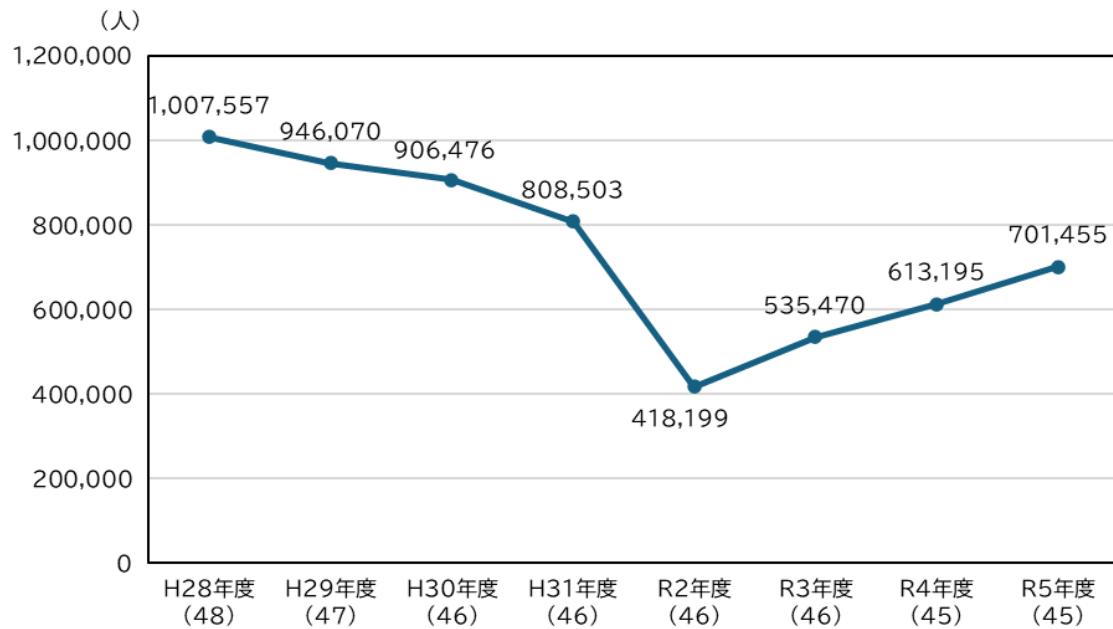
### ② - 1 利用状況

児童館は、乳幼児親子、小学生、中学生、高校生、ボランティアといった幅広い年代に利用されています。

児童館の年間総利用者数は平成28年度以降、微減傾向にあり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みました。その後は増加傾向にあり利用者数は回復しているものの、令和5年度時点でもコロナ禍前の水準には戻っていません。

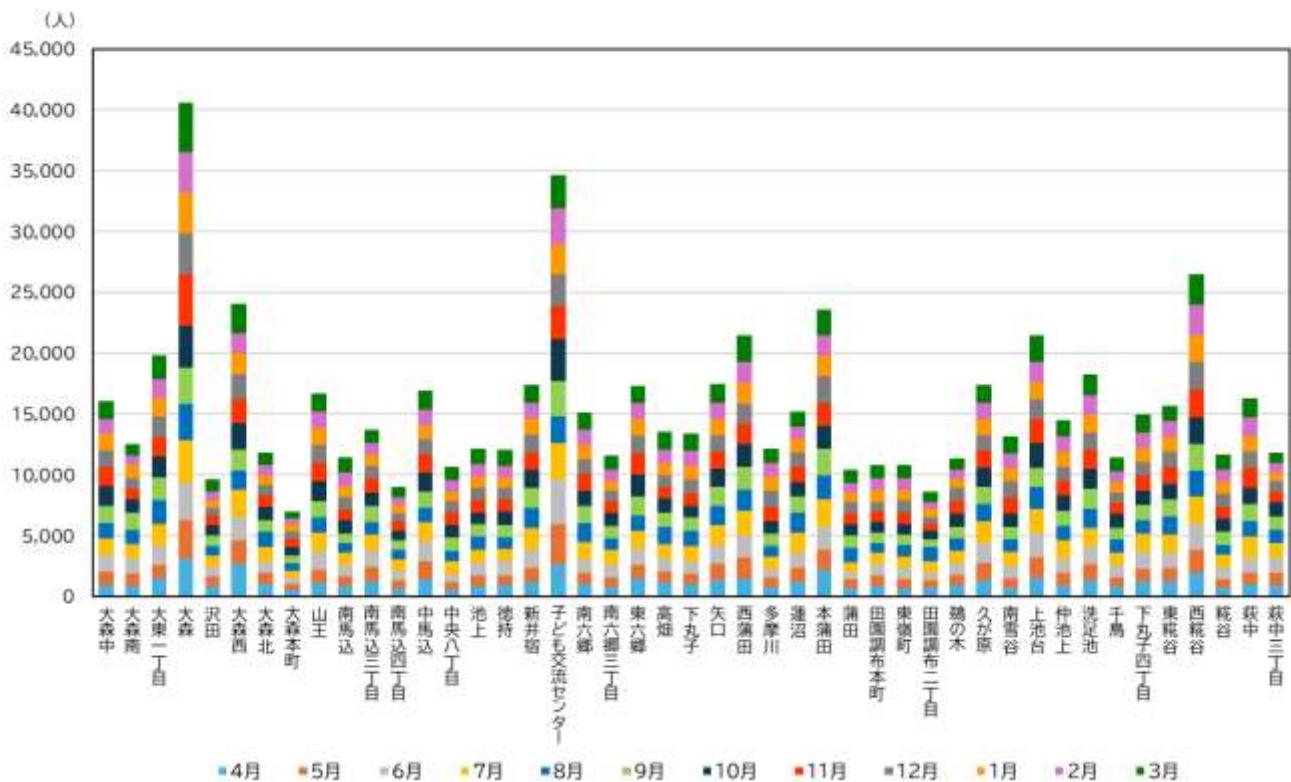
大田区の各児童館の年間利用者数は、平均値が15,588人、中央値が13,657人となっています。年間利用者数が4万人を上回る児童館がある一方で、1万人を下回る児童館もあり、施設ごとに利用状況に差があります。また、施設ごとに利用者の年代の割合にも違いが見られます。他方、地区※ごとの年間利用者数の平均値には大きな差が見られず、偏りのない施設配置がなされていると言えます。 ※地区…地域健康課等の所管区域(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)

### 【年間総利用者数の推移】



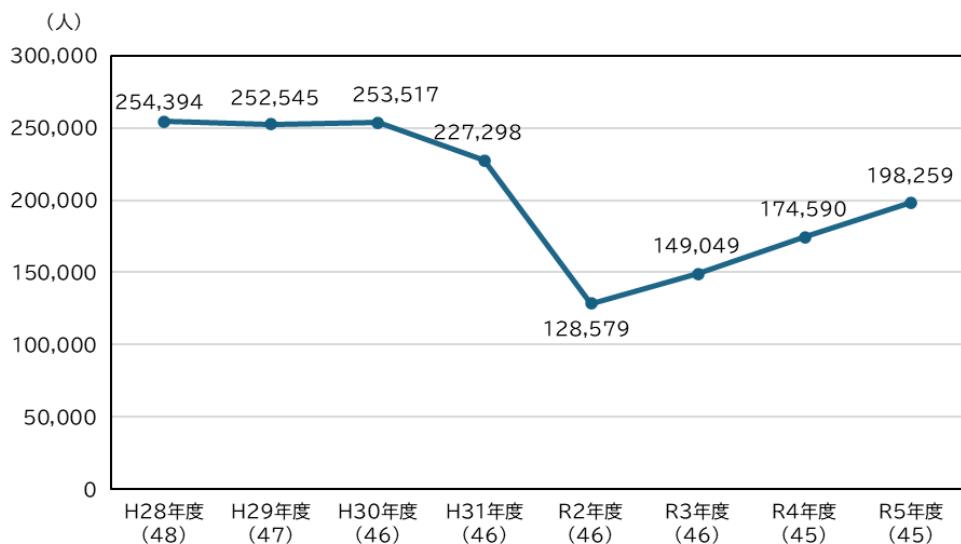
※各年度の( )内は児童館数

### 【2023(令和5)年度の児童館別の年間利用者数】

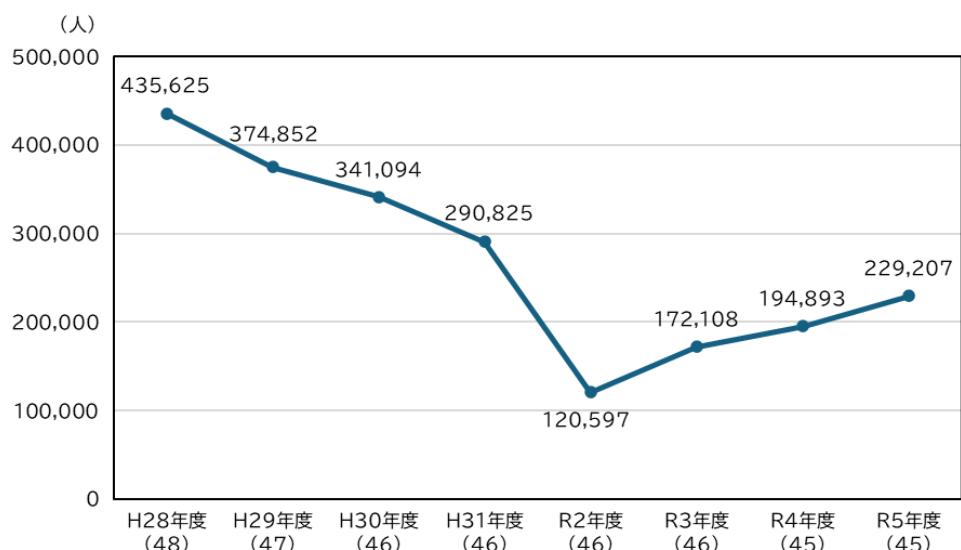


## 【年代別の年間利用者数の推移】

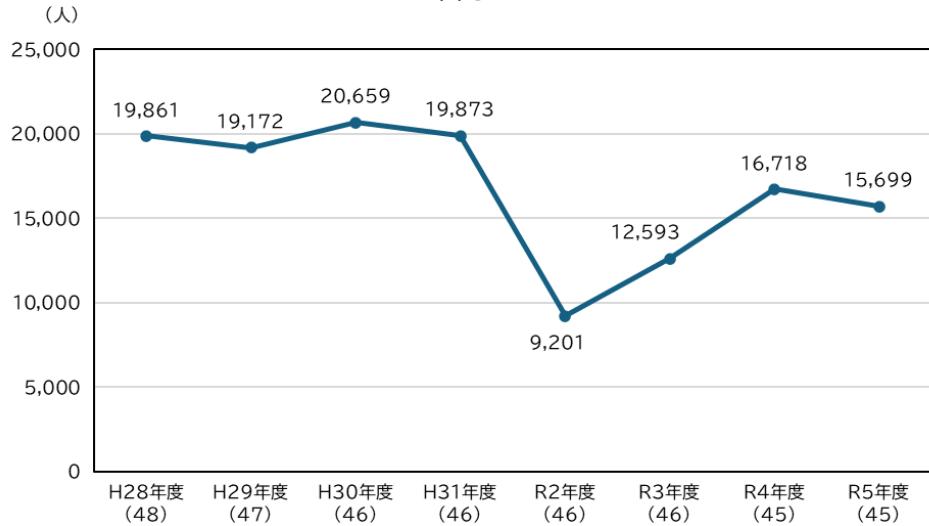
<幼児>



<小学生>



<中高生>



※各年度の( )内は児童館数







## 才 児童館や中高生ひろば(中高生のみ)でやってみたいこと

小学生、中学生、高校生世代が児童館、中高生ひろばでやってみたいことは、すべての年代で「運動遊び、スポーツ」が最も多くなっています。続いて、小学生・中学生では「クッキング、食育」「図画、工作、造形活動」、高校生年代では「音楽活動(歌、楽器演奏)」「外国語活動(英語や外国の文化の学び)」が多くなっています。

	小学生	中学生	高校生年代
1 番目	運動遊び、スポーツ (52.7%)	運動遊び、スポーツ (40.9%)	運動遊び、スポーツ (34.6%)
2 番目	クッキング、食育 (38.0%)	クッキング、食育 (23.1%)	音楽活動(歌、楽器演奏) (18.9%)
3 番目	図画、工作、造形活動 (36.6%)	図画、工作、造形活動 (20.0%)	外国語活動(英語や外国の文化の学び)(18.4%)
4 番目	伝承遊び(鬼ごっこ、コマ、けん玉、折り紙、あやとり等) (32.8%)	音楽活動(歌、楽器演奏) (16.9%)	図画、工作、造形活動 (16.6%)
5 番目	季節行事体験活動 (18.6%)	ダンス、ミュージカル (15.7%)	ダンス、ミュージカル (15.7%)

※上位 5 番目までを掲載

### ② -2 - 2 こどもの意見聴取

大田区では、2023 年 12 月から 2024 年 2 月にかけて「こどもまんなかミーティング」、「ティーンズミーティング」、こどもの意見聴取、ティーンズ意見聴取を実施しました。

「こどもまんなかミーティング」は5つの児童館で乳幼児親子と小学生に対して、ティーンズミーティングは1つの中高生ひろばで中高生に対して、対面で会議を開催して意見を聴取しました。また、こどもの意見聴取は52児童館及び分館等で乳幼児親子と小学生の意見を付箋に書いてもらう方法で募集しました(13ページのコラム参照)。ティーンズ意見聴取では中高生ひろば1施設で、紙と Web でのアンケートで意見を募集しました。

それぞれで聴取した要望については、各児童館で反映できるものと反映できないものにわけてフィードバックしました。

#### <意見の整理>

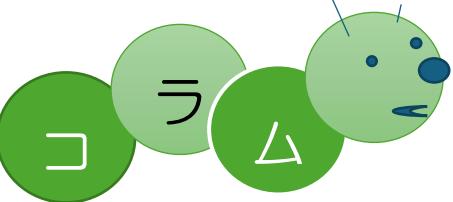
聴取した意見のうち「居心地がいいと感じるとき」「居心地がよくないと感じるとき」及びフィードバックのうち「反映できなった要望」を整理・分類し、それぞれ意見の多かった 10 分類を抽出しています。

#### <意見のポイント>

「設備の改善」「遊具の充実」「イベント・アクティビティの充実」「スタッフの充実と対応改善」は要望が多く、児童館での居心地とも関連しています。また、「デジタル機器の利用」「外遊びの充実」「開館時間の延長や日曜日の開館」も要望が多くなっています。

居心地がいいと感じるとき	居心地がよくないと感じるとき	反映できなかった要望
友だちと一緒に遊んでいるとき	周りが騒がしいとき	設備の改善(温便座、冷蔵庫、ソファなど)
先生や他の人から優しく声をかけてもらうとき	友達がいないとき	遊具の充実(テレビゲーム、ベイブレード、サッカー、バスケットボールなど)
おもちゃや絵本がたくさんあるとき	ルールやイベントに不満があるとき	デジタル機器の利用
広いスペースでのびのびと遊んでいるとき	寒い・暑いなどの環境に不満があるとき	食事・おやつの改善(時間や種類の充実)
おやつの時間があるとき	喧嘩や嫌なことをされたとき	イベント・アクティビティの充実
学校や家ではできない遊びができるとき	先生や他の人に怒られたとき	外遊びの充実(時間や場所)
家以外に居場所があると感じるとき	おやつや食事に不満があるとき	開館時間の延長や日曜日の開館
勉強の合間にリフレッシュできるとき	遊び道具に不満があるとき	スタッフの充実(社会人ボランティアなど)や対応改善
異世代交流ができるとき	宿題ややるべきことがあって遊べないとき	児童館での動物とのかかわり
音楽や映画などのエンターテイメントが楽しめるとき	体調が悪いとき	学習・勉強環境の充実

※意見の多い項目順に記載



## 「こどもまんなか meeting!!」の取組み

◇ファシリテーターを活用した子どもの意見聴取

「みんながつくる児童館♪こどもまんなか meeting!!」は、ファシリテーターのもと、こどもたちが安心して意見が言える、聴いてもらえる、気持ちを表現してもいい環境を整えました。

進め方は、事前アンケートで会議に参加しない子どもも含め広く意見を聴取しました。そのアンケート内容を見て、こどもたちが話したいテーマを決めて、意見を出し合いました。はじめは緊張していた子もいましたが、アイスブレークやファシリテーターの質問の仕方や意見を出しやすい雰囲気作りの効果もあり、いろいろな意見が出ました。






**参加者の声**

- ・自分の意見がいっぱい言えてよかったです。
- ・いっぱいやりたいことが言えて、嬉しいと楽しいのと両方。
- ・色々なことが知れて、みんなの意見が聴けて良かった。
- ・もうちょっと話す時間が欲しかった。
- ・ちょっと難しかった。

## ② -2 - 3 アンケート調査・意見聴取内容の分析

### ■アンケート調査

#### < こども >

小中高生アンケート調査結果から、児童館の認知度は高く、利用経験も一定程度あるものの、年代が上がるにつれて利用意向が低くなることや、平日の放課後や休日の昼間に児童館で過ごすこどもが少ないと改めて把握しました。

放課後や休日にしたいこととして、スポーツや音楽・ダンス、絵を描くこと、学校の宿題や予習以外の学習などが多く挙げられています。近くにあったらよいと思う遊び場としては、「広い公園や広場」、「雨の日でも遊べる場所」、「静かに宿題・勉強ができる場所」などが挙げられています。

児童館や中高生ひろば(中高生のみ)でやってみたいこととして、すべての年代で「運動遊び、スポーツ」が最も多くなっています。続いて、小中学生では「クッキング、食育」「図画、工作、造形活動」、高校生年代では「音楽活動(歌、楽器演奏)」「外国語活動(英語や外国の文化の学び)」となっており、年代ごとのニーズや児童館に求められる役割が把握できました。

#### < 保護者 >

保護者ニーズ調査結果から、児童館(学童保育・一般利用)の認知度や利用経験はある一方で、児童館の子育て相談・一時預かり保育・子育て講座・ファミリールームの認知度や利用経験が少ないとことから、保護者のニーズを反映したサービスを提供するとともに、利用を促す周知啓発が重要と考えられます。

#### < 自由意見 >

自由意見では、こども・保護者の両方から、「利用年齢の拡大」、「情報提供の充実」、「遊びやレクリエーションの充実」、「利用日・利用時間の拡大」等の意見が多く寄せられました。

### ■意見聴取

#### < 利用者(こども・保護者) >

「こどもまんなかミーティング」においては、「設備の改善」「遊具の充実」「イベント・アクティビティの充実」「スタッフの充実と対応改善」に関する要望が多く、児童館での居心地とも関連しています。「デジタル機器の利用」「外遊びの充実」「開館時間の延長や日曜日の開館」に対するニーズが高いことが分かります。

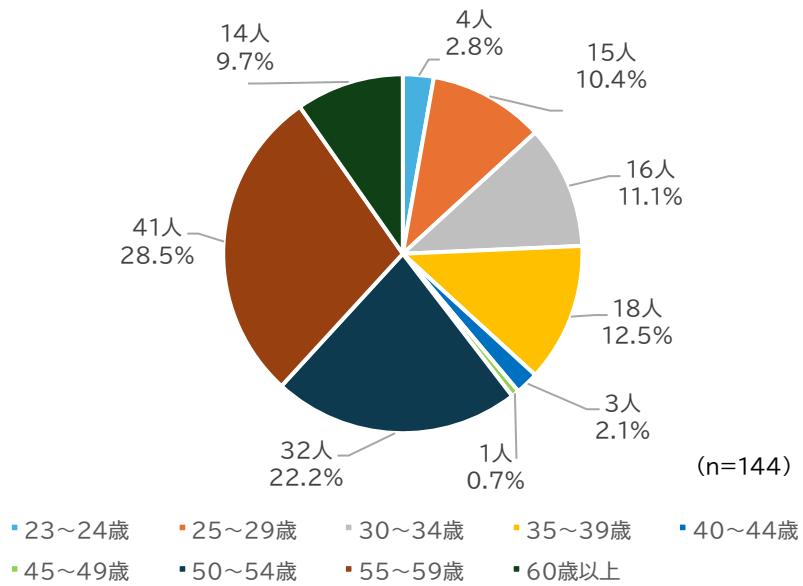
→こどもの年代により異なるニーズを把握し、求められる役割に応じたプログラムの提供や機能の充実が必要となります。

→こどもや保護者の意見を取り入れ、児童館の配置や設備の検討、利用年齢や利用日・利用時間の拡大等の検討も必要と考えられます。あわせて、利用促進に向けた周知・啓発も重要です。

### ③ 職員の状況

2024年4月時点で、直営児童館等に従事する定年前の児童指導職の職員は144人ですが、職員の半数以上が50歳以上であり、今後10年の間に定年を迎える人数は50人強と、多くの退職者が見込まれます。

【直営児童館職員等の年代別構成(2024年度)】



児童指導職配置職場	
配置先	配置職場数
児童館	24
おおたっ子ひろば	4
子ども家庭支援センター（キッズな）	3
子育て支援課	1
教育総務課	1
	33か所

直営児童館人員体制	
平成28年度策定 「児童館のあり方について」	現在
常勤6名	常勤4~5名

児童指導職は、児童館の他、おおたっ子ひろば、子ども家庭支援センター（キッズな）、子育て支援課、教育総務課へ配置されています。

児童の健全育成をはじめ、乳幼児親子の子育て支援・相談、関係機関との連携、児童館運営のサポート、委託児童館や放課後ひろばの運営確認などを担っています。

## ④ 児童館の抱える課題

① から③の状況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

### ◆ 施設の老朽化

2024年時点で、児童館45施設の内32施設が築40年を超えています。大田区公共施設等総合管理計画では、原則として築40年を迎えた施設については長寿命化改修を行うこととしていますが、2030年までに8割弱の児童館が築40年を超えることからも、今後多くの施設において改修等が必要となるなど、施設の老朽化が課題となっています。

### ◆ 利用者ニーズへの対応(各施設の状況)

児童館では現在、乳幼児親子から高校生世代まで、幅広い年代に向けた多様な活動を行っています。

しかし、地域の居場所としての役割をより一層強化するためには、利用者のニーズや利用状況に対応したさらなる改善が必要となります。

児童館の利用者数は各施設によって大きな差があります。公園が隣接していることで来館しやすく利用者が増えていること、学童保育を併設していることで一般利用が制限されていること、近隣に児童館があると利用が分散していることなど、利用者ニーズ等に影響を与える要因を分析し、各施設の状況に応じて充実や改善の方策を検討していくことが必要です。

### ◆ 利用者ニーズへの対応(区民意向調査等)

区民意向調査では、児童館でやってみたいこととして運動遊び・スポーツやクッキング、図画工作、音楽活動などが挙がり、こどもたちの多様な興味関心が明らかになりました。特に運動遊び・スポーツへの関心の高さは、すべての年代で共通していました。

また、「こどもまんなかミーティング」では、遊具やイベントの充実、スタッフの対応改善といった具体的な要望が寄せられました。

これらのニーズや子どもの声を踏まえ、ニーズに即した施設整備、プログラムの充実や地域資源との連携、職員の質の向上を図る研修などを推進する必要があります。これらの取組みを進める上で、引き続きこども達の声を聞くとともに、その結果をフィードバックしていくことが必要です。

### ◆ 職員の人材確保

直営の児童館施設等の職員(定年前)の内、半数以上が50歳以上であり、今後10年の間に50人強の定年退職者が見込まれます。職員の年代や職層に偏りもあることから、スキルの継承や施設運営者育成に課題も生じています。

人手不足が社会問題化する中、児童館においても、職員の人材確保は急務となっています。

### ◆ 機能強化型の配置や改修・統廃合の検討

上述の施設の老朽化、利用状況や多様なニーズ、職員の状況等を踏まえ、既存の児童館の機能強化や再配置の検討が必要になります。地区ごとに中枢となる児童館や各年代のニーズ等に対応する機能強化型の児童館を配置し、改修や統廃合を進めることが求められています。

## (2) 区内こどもの居場所の状況

児童館は、こどもが自ら選んで行くことができる唯一の児童福祉施設であり、こどもが有する「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」権利を保障する施設です。誰もが利用できる公共の子どもの居場所であり、遊びや生活を通じて、子どもの健全育成を推進しています。

大田区には、児童館の他、子どもの居場所として学校、放課後ひろば、中高生ひろば、子ども家庭支援センター(キッズな)、大田区若者サポートセンター フラットおおた、図書館、公園等の公共の居場所があります。また、放課後等デイサービス、クラブ活動、学習塾や習い事、商業施設、デジタル空間、友人・親戚の家といった居場所や、青少年対策地区委員会による活動、子ども食堂や学習支援等の地域のボランティア等が提供する場もあり、多様な子どもの居場所が存在します。

### ① 区内の多様な子どもの居場所



#### ● 放課後ひろば

区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として、学童保育事業(学校内学童)と放課後こども教室事業を一体的に行う「放課後ひろば」を実施しています。学校内学童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。放課後こども教室は、保護者の就労状況に関わらず、児童に安全・安心な居場所を確保し、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む事業であり、区内 59 か所、すべての区立小学校内において実施しています。

#### ● 中高生ひろば

中高生世代の専用施設として、こどもたちが自らの学校や学年によらず、様々な人との交流や活動を通して自主性や主体性を育む居場所を提供しています。



また、日頃の利用の中でスタッフとの信頼関係が構築され、中高生が抱える友人・家族関係や将来の進路等、思春期特有の相談にもきめ細やかに対応するなど、中高生世代にとって、ありのままの自分を受け止めてくれる第三の居場所(サードプレイス)としての役割も担っており、現在、区内2か所(羽田・蒲田)において運営しています。

#### ● 子ども家庭支援センター(キッズな)

大田区在住の0歳から3歳までのこどもと保護者の方が、親子でゆったり過ごしながら、子育ての悩みを気軽に相談できる場所です。同じ年頃のこどもを持つ親同士の交流や情報交換もできます。職員は、子育ての相談や、情報提供、助言、援助もできるので、安全な場所で安心して過ごせる居場所になっています。



#### ● 大田区若者サポートセンター フラットおおた

区内在住・在勤・在学の概ね15歳から39歳の子ども・若者及びその家族を対象とした、総合的な相談窓口です。悩みがなくても気軽に立ち寄れる居場所を併設しています。居場所では、相談者のニーズに応じた様々な交流体験プログラムを実施し、段階的な社会的自立に向けてサポートしています。



## ● こども食堂

こども食堂発祥の地とも言われる大田区には、現在約 60 か所のこども食堂があり、こどもが一人でも安心して利用できるよう、地域の方達が無料または低額で食事を提供しています。地域のボランティアが開催する所、飲食店や福祉関連の事業所が開催している所もあり、開催頻度の違い等、活動形態は団体によって様々です。こども食堂の中にはこどもや家庭への食事支援の他、体験機会や学習支援を提供する所もあるなど、安心して過ごせる地域の居場所となっています。



大田区こども食堂マップ

※ 社会福祉法人大田区社会福祉協議会  
ホームページより抜粋

こども食堂ってどんなところ？

こどもが一人でも安心して利用できるよう、地域の方たちが無料または低額で食事を提供しています。開催回数や内容も、さまざま。食事だけでなく、体験や学習の場、多様な交流など、いろいろな楽しみがあります。誰でも気軽に来られるみんなの居場所です。

大田区  
こども食堂  
マップ

こども食堂マップを用意する手順

この地図は、こども食堂の場所を示すものです。地図上に記載された場所は、各施設のHPや連絡先等で確認することができます。

お問い合わせ先

03-3736-5555 (大田区こども食堂連絡センター)  
http://www.tateishi-shiyo.jp  
大田区西蒲谷7-43-2 大田区社会福祉センター5階

「大田区こども食堂マップ」は、「進歩たすけあい地域ふれあい基金」を活用して作成しています。

## ● 学習支援

区は、就学援助費受給世帯等を対象に、区内4か所において中学生・高校生世代に対する無料の学習・生活支援事業等を行っています。区事業の他、地域のボランティアにより運営されている学習支援があります。また、外国人人口が増加傾向にある中で、外国につながりのあるこども向けに（一財）国際都市おおた協会や国際交流団体も学習支援を実施しています。

学習支援の場合は、家庭環境に左右されることなく学びの機会を提供するとともに、こども達にとっての居場所ともなっています。



## ● 図書館

各図書館には主に小学生以下のこどもたちを利用対象とする児童室(コーナー)のほか、中学生・高校生向けの本を揃えた YA(ヤングアダルト)コーナーがあります。施設見学や職場体験、こども向け行事の実施なども行っています。現在 16 の区立図書館が配置され、乳幼児から大人まで幅広い年齢層の学びの場となっています。



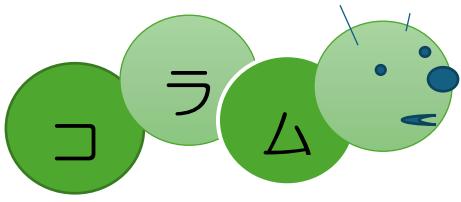
## ● 公園

区内には、最も身近な児童公園・児童遊園をはじめ多くの公園や緑地が計572か所あり、住宅街にある小さな公園や、乳幼児でも安心して遊べる遊具がある公園、ダイナミックに遊べる遊具がそろっている公園、走り回れる広い公園、ボール遊びができる公園、花や樹木にたくさん囲まれた公園等、身体を動かしたり、のんびりと過ごしたりできる居場所となっています。



## ② こどもの居場所に関する整理

「子どもの居場所づくりに関する指針」に示されているとおり、こども・若者が居場所と感じる場所が「子どもの居場所」であり居場所は変わりやすいという特徴に鑑み、居場所を複数持つことが重要とされています。区内で子どもの居場所を提供する関係機関、地域団体と連携しながら利用ニーズの把握に努めるとともに、ネットワークづくりが求められています。



～誰もが安心して利用できる  
インクルーシブな児童館～

◇多文化共生と交流支援による利用者主体の児童館をめざして！

大森東一丁目児童館には、外国につながりのあるこどもや保護者の方が多く来館されます。

職員は、日本語でコミュニケーションが取りにくい保護者の方とは、コミュニケーションツールとしてデジタル翻訳機を活用し、児童館の案内や問い合わせ、子育て相談に対応しています。文化の異なる日本の家庭がどうやって子育てをしているのか聞きたいという保護者の方も多く、保護者同士の交流の場が広がっています。

また、職員が日頃の関わりを通じて知り得た得意な分野を持つ保護者を講師とするイベントの開催により、遊びやイベントを通して利用者主体の取組みや保護者同士のネットワークづくりを支援しています。



## 4 2016年策定「児童館のあり方について」の現状と今後の方向性

区が2016(平成 28)年8月に策定した「児童館のあり方について」では、「放課後ひろば事業」の推進、「子ども・子育て支援新制度」への取組みや、同年4月策定の大田区公共施設適正配置方針を踏まえ、これまで学童保育事業を中心に地域の子育て支援を担ってきた児童館事業を見直すこととし、以下の方針を示しました。

### ■2016 年策定「児童館のあり方について」の要旨

#### (1)放課後ひろば事業の整備推進

- ・児童館等で実施している学童保育事業を、区立小学校で実施する放課後ひろば事業へ移行する。
- ・学校内学童は、直営4施設(おおたっ子ひろば)を除き、民間事業者による委託とする。
- ・直営4施設は、児童指導職員の学童保育実践の場とし、委託事業者への指導・監督を担う人材の育成を図る。

#### (2)児童館事業の再構築

- ・学童保育移行に伴い、児童館では、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業を拡充実施する。
- ・国が地域子育て支援拠点の整備目標とする「概ね中学校区に1施設(区内 28 か所)」を目途に整備する(8施設は直営、20施設は委託)。委託施設では、一時預かり保育事業を実施する。
- ・区内 3 エリアに各 2 か所、計 6 か所において中高生の居場所事業を実施する。

#### (3)委託事業者への指導監督体制の強化

- ・子育て支援サービス水準の維持・向上のため、本部機能及び直営施設の役割を明確化し、効果的・効率的な指導監督体制の確立を図る。
- ・児童指導職平均年齢(53 歳)及び今後の退職状況を踏まえ、指導監督を担う人材を計画的に養成するため、福祉職(福祉、児童指導、心理等)を新規採用する。

#### (4)施設の有効活用

- ・廃止する児童館施設については、待機児童の解消を図るために保育施設に転用するほか、子どもに関する施策を推進するための施設として利活用する。

「児童館のあり方について」策定から8年経過し、現在の児童館は以下の状況となっています。

■現状(2025年3月)

2016年の方針		2024年 現在の状況
(1)	放課後ひろば事業の整備推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・全59区立小学校で放課後ひろば事業を展開。内、48学校内施設で学童保育を実施(連携型の学童保育を除く)</li><li>・児童館においては、37施設(連携型の学童保育4施設、子どもの家1含む)で学童保育を実施</li><li>・区内4地区の学校内施設で直営のおおたっ子ひろばを運営</li></ul>
(2)	児童館事業の再構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・4児童館、1分室、2子どもの家を廃止。10児童館で学童保育事業を休止。</li><li>・地域子育て支援拠点事業の実施(全施設)、利用者支援事業の実施(8館)</li><li>・一時預かり保育の整備(糀谷・羽田地区で1施設)</li><li>・中高生ひろばの整備(糀谷・羽田地区、蒲田地区で各1施設)</li></ul>
(3)	委託事業者への指導監督体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て支援課とエリアサポート指定した直営7児童館による指導監督体制を整備</li><li>・2020(令和2)年から児童指導職の新規採用職員の採用を再開</li></ul>
(4)	施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育園(2施設。子育てひろば含む)、中高生ひろば(2施設)、わかばの家分室(1施設)にて利活用</li></ul>

## ■今後の方向性

P6「放課後児童健全育成事業(学童保育)の状況」に記載のとおり、学童需要は増加傾向にあり、依然として、多くの児童館で学童保育事業が実施されています。

また、一時預かり保育事業については、保育所や子ども家庭支援センター所管施設(キッズな)での一時保育事業実施に伴い、地区による偏在はあるものの、周辺環境も変化しています。

本構想において、以下の課題について改めて方向性を整理するとともに、今後の社会情勢や環境の変化を捉えながら、適宜見直しを図ってまいります。

課題		方向性
(1)	放課後ひろば(一体型)の整備	・引き続き、学校改築等の機会を捉え、学校施設内における放課後ひろば(一体型)の整備・拡充を進める。 ・学校内学童保育移行に伴い、児童館における学童保育事業については、地域ごとの需要と供給の状況を踏まえながら休止していく。
(2)	一時預かり保育事業の見直し	20施設(委託)で一時預かり保育事業を実施するとする方針を見直し、地域偏在、周辺施設の一時預かり保育の実施の状況、区民ニーズを把握しながら整備・検討する。
(3)	中高生ひろばの整備	未整備となっている大森地区、調布地区について、引き続き周辺施設の複合化の状況等を捉えながら整備に向け検討する。なお整備検討を進める中で、既存施設の活用や、他施設とのタイムシェア(専用スペース以外)による活用等も視野に入れる。
(4)	今後の体制の検討	今後の児童館体制について「8 今後の児童館体制」とおり施設配置を進める。 なお、施設の統廃合について、廃止する施設の活用方法も含め検討を行う。

## 5

## 児童館のめざす方針

これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等に、より一層取り組むことが必要になります。特に、ソーシャルワーク機能の強化など、児童館に求められる役割はさらに大きくなることが見込まれることから、児童館以外の地域における子どもの居場所や関係機関との連携を一層、強化していくことが重要です。

また、乳幼児期から児童期・思春期までのあらゆる子どもの年齢層の利用において、スペースや利用時間、年齢に合った環境の整備等、創意工夫しながら、特色ある児童館の配置などを検討することが求められています。

大田区における子どもの居場所の状況等を踏まえながら、子どもの居場所づくりに関する指針や児童館ガイドライン第二次改正の方向性に基づき、今後の児童館がめざす方針を以下のとおり定めます。

### < 7つの方針 >

- 地域における遊びを通じた子どもの支援及び生活の援助、子育て家庭への支援を行うとともに、子どもが自由に訪れ過ごすことができる居場所となるよう努めます。
- 子どもの権利擁護を推進するため、職員が子どもの権利について理解し守っていくこと、親や子ども自身が子どもの権利について学ぶことができるようになります。また、子どもの意見聴取・意見反映に努めます。
- 障がいのある子どもや、社会的・文化的な違いから困難を抱えやすいとされる外国につながりのある子ども等への対応強化、子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題(いじめ、貧困、不登校等)への対応に向けたソーシャルワークを開拓するため、研修の実施及び相談窓口やソーシャルワークを担う職員の配置を強化した施設の検討等により、ソーシャルワーク機能を強化します。
- 地域や関係機関等との連携により多様な子どもの居場所づくりを進めます。
- 災害時などの非常時において子どもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう努めます。
- キャリアデザイン構築と専門スキル継承に向けた人材育成方針を示し、ソーシャルワークスキルも含め、児童館職員の人材育成と人材確保を図ります。
- すべての児童館を統括する機能を担うセンター機能型、地区ごとに地域の児童館を支援する役割を担う基幹型及び各年代の多様なニーズに対応する機能強化型の施設を配置します。施設配置の検討にあたって施設の状況を踏まえ、地区ごとに適した配置となるよう機能強化・再配置等を進めます。

## 6 めざすべき姿

前項に示す7つの方針を踏まえ、区の児童館のめざすべき姿を次のとおり定めます。

また、めざすべき姿を実現するために、4つの基本目標を設定して施策の展開を図り、本児童館構想を推進していきます。

### めざすべき姿

すべての子どもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、  
健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館



#### 基本目標 1

すべての子どもの権利が守られ、子どもの意見が尊重され、子どもが考える・携わる児童館をめざします

#### 基本目標 2

子どもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

#### 基本目標 3

地域とつながる子育てを支援します



#### 基本目標 4

子どもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

「めざすべき姿」と「基本目標」の相関関係イメージ図を次の頁に示しました。

- **基本目標1**は、子どもの権利が守られ、意見が尊重される、子どもが自分らしく過ごせる児童館をイメージしています。
- **基本目標2**は、子どもを主体とした様々な居場所づくりの中に、災害時の子どもの居場所・遊びの確保、オンライン等を活用した居場所、中高生が利用しやすい環境、乳幼児と子育て家庭が安心して過ごせる場所があり、ニーズを捉えたインクルーシブな児童館をイメージしています。
- **基本目標3**は、児童館の他、地域には多様な子どもの居場所があり、地域と連携することで、人ととのつながりも育んでいくというイメージです。
- **基本目標4**は、子どもと子育て家庭が抱える課題に対応できるよう、ソーシャルワーク機能を強化し、子育ち・子育てを支えていく持続可能な児童館をイメージしています。

# 児童館

すべての子どもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、  
健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館



子どもの  
意見の尊重

★子どもは自由に来て  
安全に過ごせるよ！  
☆いつでも相談したり助  
けてもらったりする職員  
がいるよ！



子どもの  
権利擁護



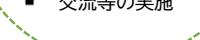
基本目標 1：すべての子どもの権利が守られ、子どもの意見が尊重され、  
子どもが考える・携わる児童館をめざします。

災害時の子どもの  
居場所の確保



災害時の子どもの  
居場所の確保

オンライン上の  
交流等の実施



子どもが安心  
して過ごせる  
居場所づくり

基本目標 2：子どもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する  
児童館をめざします。

地域  
ボランティア

民生委員  
児童委員

地域との  
連携・協働

地域の子どもの  
居場所だよ！

児童館

こども食堂

基本目標 3：地域とつながる子育ち・子育てを支援します。

子どもや保護者の声に耳を傾け、  
課題と一緒に考え、サポートする  
職員を育みます

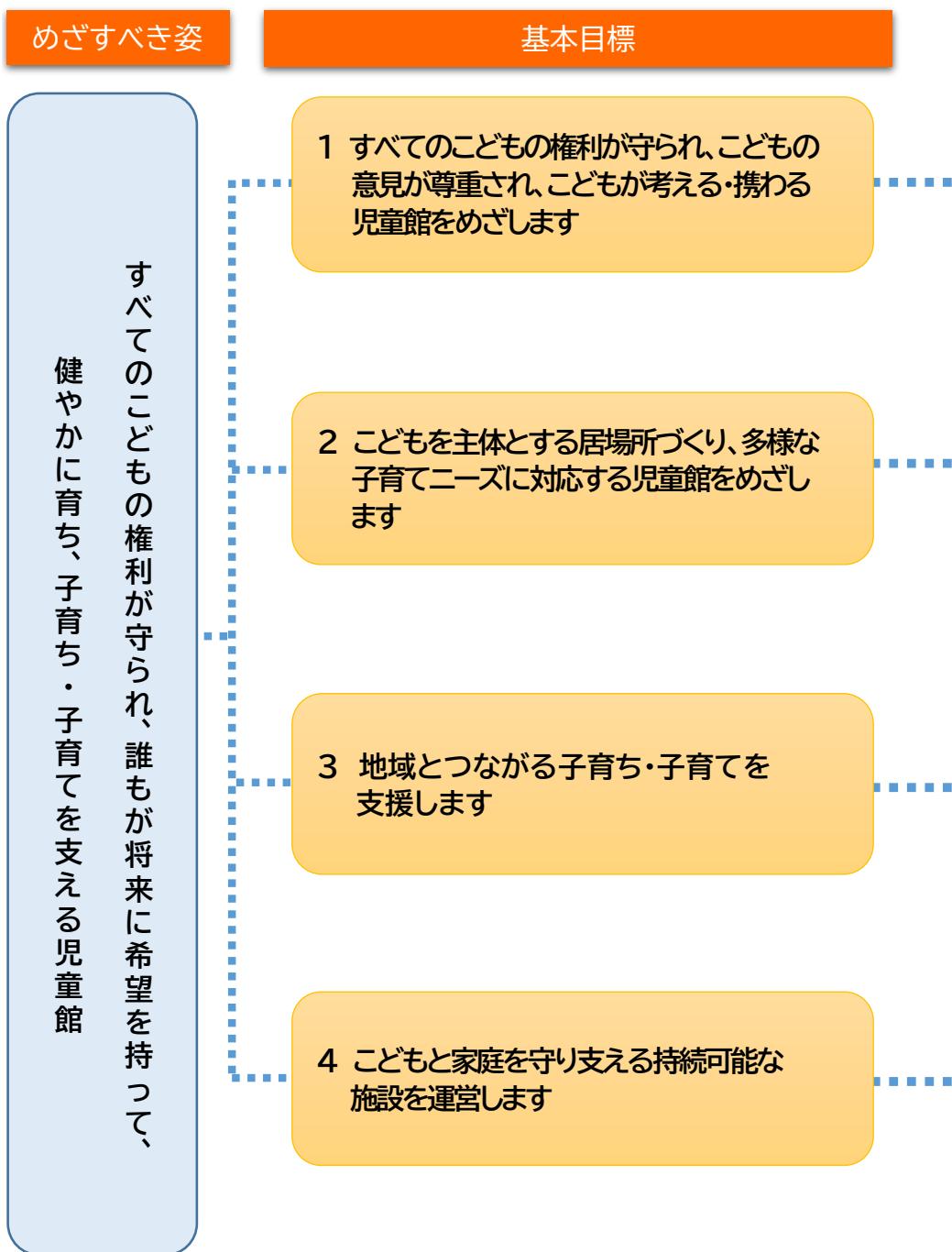
子ども・家庭が自分  
の居場所を見つける  
ための支援

児童館職員の  
人材育成

持続可能な  
施設づくり  
の推進

基本目標 4：子どもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します。

## (1) 施策の体系



## 主な取組み項目

子どもの意見の尊重

A 子どもが主体的に参画、参加できる仕組みづくり

子どもの権利擁護

B 子どもの権利擁護に関する地域への理解促進

C 子どもを人権侵害から守るための取組みの推進

子どもが安心して  
過ごせる居場所づくり

D 様々な年齢層の子どもが安心して過ごせる居場所機能の強化

E 子どもの心身の健全育成の促進

F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供

G ICT等を活用した子どもの居場所づくりの充実

H 災害時等の非常時における子どもの居場所の確保

多様な子育てニーズへの  
対応

I 多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備

J 関係機関との連携によるソーシャルワーク機能の強化

地域との連携・協働

K 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取組みの推進

L 子どもの居場所づくりネットワークの形成

子ども・家庭が自分の居場所  
を見つけるための支援

M 居場所に関する情報発信・提供の強化

N 地域とつながるソーシャルワーク機能の強化

児童館職員の人材育成

O 児童館運営を担う人材確保

P 児童館職員の人材育成

Q 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化

持続可能な施設づくりの  
推進

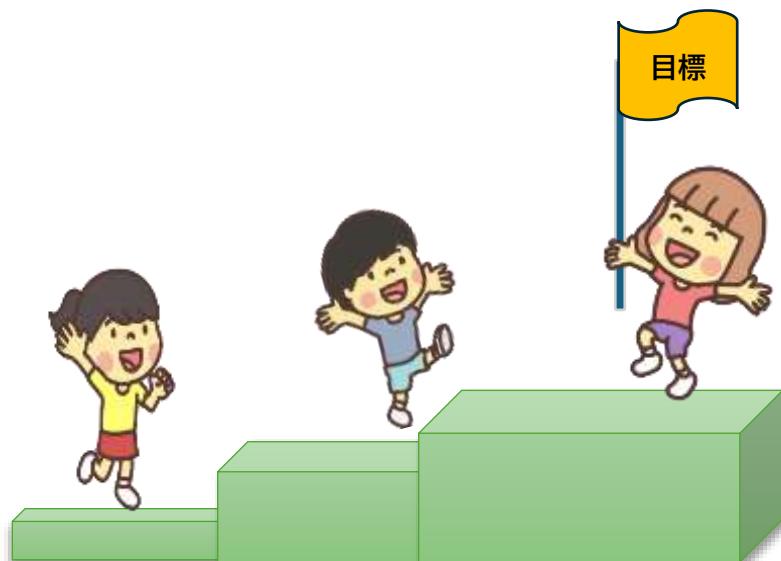
R 施設の機能更新

S 施設の適正配置に向けた検討

## (2) 成果指標

本構想の推進にあたって、以下のとおり成果指標を設定します。

指標	目標	概要	直近値
児童館1施設当たりの利用者数 (おおたっ子ひろば等を除く45施設)	↑	こどもや子育て家庭の居場所となっているかの利用状況を測る指標	15,587人 (令和5年度)
こどもの意見聴取・反映・フィードバックに取り組んだ施設数の割合 児童館等施設におけるこどもの意見聴取に関する調査	→	児童館におけるこどもの意見聴取・反映・フィードバック状況を把握する指標	全児童館 100% (令和5年度)
児童館の利用満足度 利用者アンケート(今後実施)	↑	施設利用における利用者の満足度を把握する指標	—
児童館の利用意向	「大田区 子ども・子育て支援計画」におけるニーズ調査	利用年代別の施設の利用意向を把握する指標	小学生 39.1% 中学生 19.7% 高校生世代 19.4%
	利用者アンケート (今後実施)	↑	—
相談対応等のスキルアップに向けた職員の専門研修受講者数(年間)	↑	児童館職員のソーシャルワークスキルの向上につながる専門研修の参加者状況を把握する指標	683人 (令和6年度)



### (3) 取組みの内容

- ① すべての子どもの権利が守られ、子どもの意見が尊重され、子どもが考える・携わる児童館をめざします

【主な取組み項目】

項目	内容
A こどもが主体的に参画、参加できる仕組みづくり	子どもの意見を尊重し、こどもが自分らしく過ごせる居心地の良い児童館となるよう努めるとともに、日頃の活動や行事の中で、こどもが本来持っている創造力を十分に發揮し、主体的に参画、参加できるように援助します。
B 子どもの権利擁護に関する地域への理解促進	こどもは権利の主体であり、子どもの居場所において子どもの権利が守られることは当然の前提であることが、「子どもの居場所づくりに関する指針」に示されています。 児童館に関わる大人が子どもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身も子どもの権利について、学ぶ機会を提供します。
C こどもを人権侵害から守るための取組みの推進	児童館職員自身が、子どもの権利や性被害防止を含め、人権に関する知識を深めるとともに、こどもや保護者・地域へ周知啓発を行い、こどもを人権侵害から守ることが求められます。 人権侵害と思われる事案が発覚した場合は、速やかに関係機関(子ども家庭支援センター、学校等)と連携し、確実に必要な支援へつなぐとともに、その後も継続した見守りや適切な関わりを行います。 また、人権侵害を防止するための確認や振り返り、発生時の対応について体制を整備します。

- ② こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

【主な取組み項目】

項目	内容
D 様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化	従来の児童館機能に加え、地域や施設の特性を踏まえながら、乳幼児向けやティーンズ向け等、対象年齢層別の機能を強化した児童館(機能強化型)を地域ごとに配置します。 子どもの発達段階に合った安心して過ごせる活動場所を確保し、引き続き異年齢の交流や活動を促進します。

【主な取組み項目】

項目	内容
E 子どもの心身の健全育成の促進	児童館は、遊びや生活の場での継続的な関わりを通して、適切な支援、発達の増進に努めます。 また、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助するとともに、子どもが自ら遊びを創り出したり、遊びを選択したりする子育ちを大切にします。
F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供	障がいのある子ども、外国につながりのある子ども等も含め、誰もが児童館を安心して安全に利用できるよう、環境づくりを行うことが大切です。 児童館は、関係機関との連携による適切な支援や、障がいのある子どもの利用にあたっての合理的配慮に努めます。 また、施設の更新などの機会を捉え、施設・機能のユニバーサルデザイン化を図るとともに、地域や施設の特性を踏まえながら、インクルーシブな環境を整備したモデル児童館の配置について検討を進めます。
G ICT 等を活用した子どもの居場所づくりの充実	SNS や ICT 機器を活用したオンライン上のコミュニティを設置・運営することで、児童館にたどり着かない子どもへの支援や参加者同士の交流の場、相談支援につなげる取組みについて検討します。
H 災害時等の非常時における子どもの居場所の確保	災害時においては、大人も余裕を持つことが難しく、ストレスを抱えがちであり、子どもの置かれる環境はハード面・ソフト面において著しく悪化します。こうした非常時にこそ、子どもの声を聴き、子どもの権利を守ることが求められます。 国の示す方針や実態把握、被災自治体における事例を踏まえ、災害時における子どもの居場所確保に向けて、具体的方策について検討を進めます。
I 多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備	各児童館には、子どもや保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場(地域子育て支援拠点事業)があります。保健師等の専門職と連携した育児相談、子育て家庭のほか妊娠期の保護者も参加しやすいプログラム、講座やイベントを実施するなど、気軽に出来られる地域の居場所となるよう、子ども・保護者の多様なニーズを捉え対応します。
J 関係機関との連携によるソーシャルワーク機能の強化	児童館職員には、児童館で受ける相談への適切な対応や、日常の遊び等を通じて子どもや保護者の様子を観察し、感じ取ること等が求められます。こうしたスキルを高めるとともに、子ども・家庭が抱える課題の早期発見に努め、専門機関と連携して必要な支援へつなぎます。

### ③ 地域とつながる子育ち・子育てを支援します

#### 【主な取組み項目】

項目	内容
K 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取り組みの推進	地域組織活動の育成を支援するとともに、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりを進めます。
L こどもの居場所づくりネットワークの形成	地域には、こども食堂や学習支援など、多様な子どもの居場所があります。子どもの子育ち支援に取り組む団体や人とのネットワークを形成し、利用ニーズや地域課題の共有を図るとともに、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担います。

### ④ こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を運営します

#### 【主な取組み項目】

項目	内容
M 居場所に関する情報発信・提供の強化	支援を必要とするこども・家庭を含め、地域住民に児童館を居場所の一つとして認識されるよう、情報発信・広報力を高めていくことが大切です。 また、利用のきっかけとして、友人や地域住民、学校の教職員や関係機関の相談員など、本人が信頼できる人からの勧めが利用しやすさにつながることもあり、こうしたつなぐ人、関係機関との顔の見える関係性を築き、連携を深めます。
N 地域とつながるソーシャルワーク機能の強化	こどもが安心して利用できる身近な児童館として、日常的な遊び等における関わりを通じて、日々の不安や心配事を気軽に相談できる場となるよう、相談を受けとめる体制を強化します。 また、地域における他の子どもの居場所や関係機関と顔の見える関係性をつくり、コーディネートしていくという児童館職員の意識づけを行うとともに、ソーシャルワークスキルの向上を図ります。
O 児童館運営を担う人材確保	SNS の活用や動画配信など、求人媒体の最適化、多様化を行うとともに児童館で働くことの魅力を感じられるような広報を行い、職場環境を整備することで、人材確保に努めます。
P 児童館職員の人材育成	児童指導職員のキャリアデザイン構築とスキル継承に向けた人材育成方針を作成し、児童館の多様な機能に対応できる人材の育成に向けたジョブローテーションを構築します。 また、専門分野における知識、相談対応力向上に向けた児童館職員全体の研修を充実させます。

## 【主な取組み項目】

項目	内容
Q 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化	<p>現在、乳幼児利用が多い等の直営施設をエリアサポート館として地域ごとに選定し、子育て支援課と連携しながら、近隣の委託施設へ支援・指導を行っています。本体制を踏まえ、直営の基幹型児童館(概ね8館)は、管轄の委託の地域型児童館(概ね 20 館)への支援・指導を行うとともに、相互連携を図ります。</p> <p>また、児童館職員向けの専門研修等について、区と委託の児童館職員が合同で参加し、課題を共有する等、ともにスキルアップを図る体制を強化します。</p>
R 施設の機能更新	<p>児童館は、45館のうち32館が、建築後40年を迎えており、建物の老朽化が進んでいます。</p> <p>引き続き、耐震化等、施設の安全確保と適正管理を行うとともに、地域特性、周辺公共施設の建替えや複合化の状況を捉えながら、建物の長寿命化・建替え、他施設との複合化といった検討を進め、安全・安心な児童館運営ができるよう、施設の機能更新を図ります。</p> 
S 施設の適正配置に向けた検討	<p>今後、学童保育の学校内施設への移行等により、児童館内の学童保育を休止する機会を捉え、「児童館のあり方について」の配置方針に基づき、乳幼児と保護者、小学生が歩いて行ける範囲、概ね中学校区に1施設、児童館の配置を進めます。</p> <p>配置にあたって、主な取組み項目 D・F に掲げる年齢層別、インクルーシブな環境整備といった機能についても併せて検討します。</p> <p>なお、廃止となる児童館施設については、今後の公共施設を巡る様々な状況を注視しながら、こどもを取り巻く環境・課題整理等に資するため、こどもに関する施策を推進するための施設としての利活用についても検討します。</p>



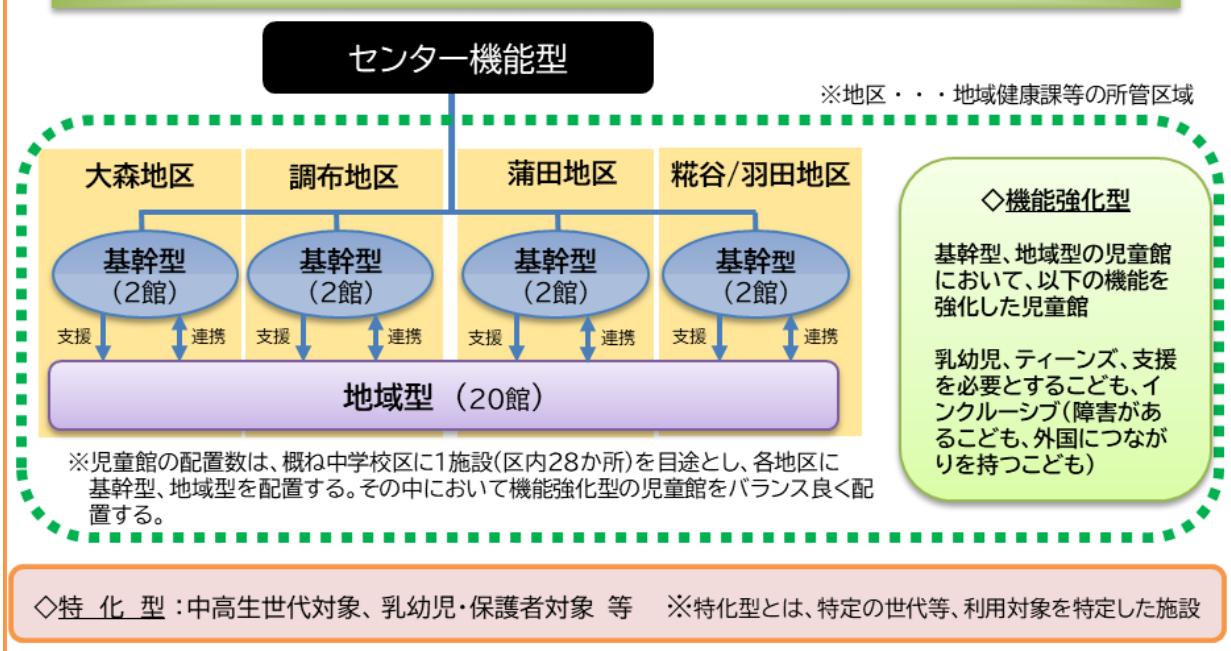
## 今後の児童館体制

すべての児童館を統括する機能を担うセンター機能型(直営)を配置し、地区ごとに基幹型(直営)、地域型(委託)を配置します。施設配置にあたって、施設や利用の状況を踏まえ、地区ごとに適した配置となるよう検討を進めます。

基幹型は各地区における地域資源との連携を促進するとともに、地域の児童館を支援する役割を担います。基幹型と地域型の児童館では相互連携を図り、児童館同士の連携を強化します。また、基幹型と地域型の児童館の内、一部の機能を強化した児童館※を地区ごとにバランスよく配置します。

※一部の機能を強化した児童館：乳幼児親子やティーンズの居場所拡充、インクルーシブ機能の推進など。地域特性や、利用者ニーズを踏まえ、機能強化を進めるとともに、児童館の施設更新の円滑化を図ります。

### 児童館体制図(イメージ)



各類型	各類型に関する共通事項	各類型が担う事項
センター機能型 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びによる子どもの健全育成</li> <li>子育て支援の実施</li> <li>子どもの居場所の提供</li> <li>地域や関係機関との連携</li> </ul>	区内児童館の総合的な調整・連携支援、児童館モデル事業の検討実施、児童指導職員の人材育成、専門研修の企画・実施、福祉的課題への対応統括、ICTを活用した事業の推進、児童館の活用促進、災害時等における拠点
基幹型 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利や意見を尊重した活動の実施</li> <li>配慮を必要とすることへの対応</li> </ul> <p>※学童保育が残っている施設は、円滑な実施と学校内学童保育施設との連携を図ります。</p>	子育て力向上支援事業の推進、地域連携の促進、地域館へのエリアサポート、災害時等における地域拠点
地域型 (委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般利用</li> <li>・乳幼児親子・小学生・中学生・高校生世代</li> <li>●子育て相談</li> </ul>	中学生・高校生世代の健全育成(中高生タイム等)

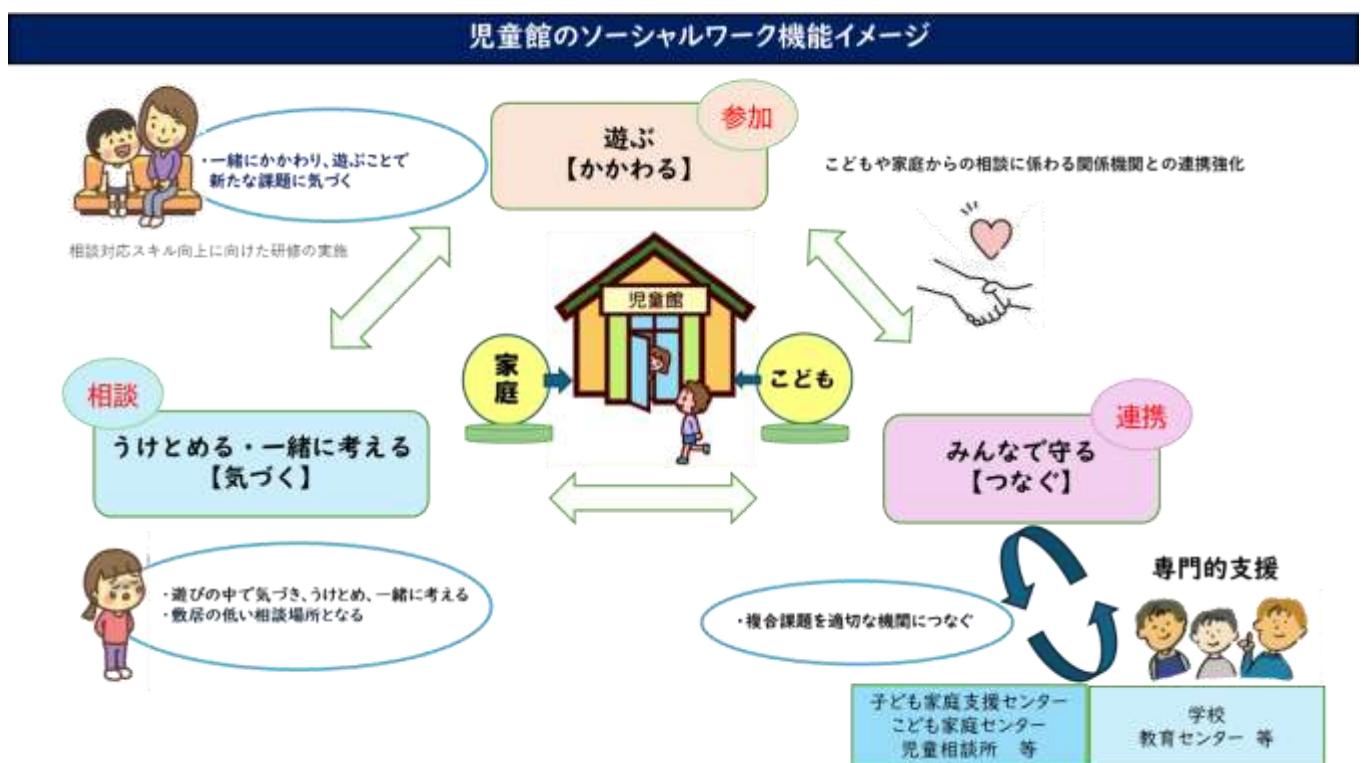
## 9 関係機関や地域とのつながり

### (1) 専門機関や地域の関係機関との連携推進

児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点の一つです。

安心して利用できる地域の身近な居場所として、児童館の専門性を活かし、遊びや生活等を通じて「気づく・かかわる・つながる」ことに努めます。敷居の低い居場所であるという児童館の持つ強みを活かし、子ども・家庭が抱える課題の発生の予防や早期発見に努め、適切に関わりながら、専門機関(福祉、保健、教育等)と連携して、必要な支援へとつなぎます。

関係機関や地域における他の居場所との顔の見える関係性を構築し、児童館職員のソーシャルワークスキルの向上を図ります。



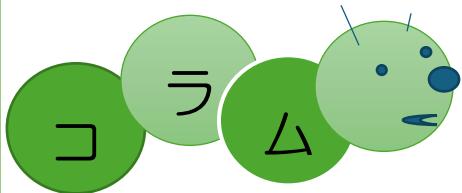
## (2)地域(地域団体・企業・自治会等)の様々な主体の参加と連携の推進

児童館は、多様な地域資源とつながり、地域の実情に応じた取組みを連携しながら実施することが求められています。

また、子どもの居場所づくりにおけるコーディネーター的な役割も期待されていることから、地域が行う子どもの居場所づくりについての情報収集や、連携した取組みの実施等を検討します。

また、地域のこどもや家庭が気軽に集まり、交流できるスペースの連携等を通じて、自然につながり、地域や関係機関との連携を推進します。





## 児童館を舞台とした地域防災の取組み

### △利用者と地域の方がともに災害時の備えを学ぶ

糀谷地区にある3児童館(西糀谷・糀谷・東糀谷)では、利用者が地域の方とともに防災力の向上を図り、交流を促進することを目的とした「防災ミーティング」を行っています。2回目となる令和6年度は、糀谷児童館で実施し、乳幼児親子、小学生、保護者、児童館ボランティア、地域の方々が防災をテーマとした活動を通して交流を図りました。

当日は、障がい者施設区立うめのき園の協力のもと、児童館のこどもスタッフが進行を担いました。

こどもたちが「はじめの言葉」やゲームの補助など、積極的に楽しむ様子や家の備蓄や防災を振り返る姿が見られました。

今後の児童館活動に地域との関わりをどのように組み込んでいくか検討していきたいという声が挙がっていました。

### 《活動内容》

- ① 災害発生の仮想映像による疑似体験から、災害時の対応や備えについてワークシートを活用しながら防災知識を深める。
- ② 備蓄品を描いたカードをグループごとに考えて集める遊びを通しての防災について学ぶ。
- ③ 地域の栄養士による災害時の食事(ローリングストック、調理方法、栄養面)について学ぶ。

火を使わない非常食アレンジクッキングでは、うめのき園の利用者による実演後、参加者がクラッカーを使ったあんこ玉を作つて試食。

### 参加者の声

～こども～

・自分で作ったのが楽しかった。(非常食アレンジクッキング)

～地域の方～

・防災について家族で考えるきっかけになった。

・こどもたちがよくわかっていて感心した。



～ミーティングの様子～



備蓄アイテム

カード



非常食アレンジ  
クッキング

あんこ玉

本構想は、大田区における子どもの居場所づくりを取り巻く状況に加え、関連法や児童館ガイドラインの改正等を踏まえ、適宜見直しを行うものとし、区の基本計画等の上位計画と整合を図りながら取組みを進めていきます。

なお、見直しの内容が大きく改変する場合は、子ども・子育て会議、専門部会等へ諮るものとします。

---

---

**資料**

---

# 1 子どもの居場所づくり検討部会について

## 1 設置目的

地域のつながりの希薄化や少子化の進展、家庭や学校での子どもを取り巻く環境が変化している中で、子どもの居場所づくりの重要性が増している。

子どもが抱える課題の複雑化や価値観の多様化など、子どもの最善の利益を確保する視点での居場所づくりについて専門的かつ綿密な検討を行うため、大田区子ども・子育て会議条例第11条に基づき専門部会を設置する。

## 2 部会の検討事項

令和5年12月に閣議決定された「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえながら、遊びや生活を通した子どもの健全育成、福祉的課題やインクルージョン※の視点など、多岐に渡る課題に対応するとともに、子どもの視点に立った居場所づくりを推進するため、次の事項を中心に調査、検討を行う。

※ 障がいのある子どもや、社会的・文化的な困難を抱える外国籍の子ども等に対して包容・参加の観点から必要な配慮を行うこと。

### 【令和6年度の検討事項】

地域の子育て・子育ちの拠点とした子どもの居場所となる児童館のあり方について

- 実態把握(施設状況・提供サービス等の整理)
- 児童館の役割と機能
- 施設構成・子育て支援サービス
- 施設の適正配置の考え方 など

## 3 部会の委員構成

### (1)外部委員 4名

学識経験者、大田区社会福祉協議会、大田区民生委員児童委員協議会及び子育て支援ボランティアから各1名

### (2)区管理職 4名

こども家庭部長、こども家庭支援担当部長、福祉支援担当部長及び教育総務部長

### (3)事務局

こども家庭部子育て支援事業調整担当課長

## 4 スケジュール(令和6年度)

令和6年度中に部会を4回開催し、検討結果を大田区子ども・子育て会議に報告する。

## 2 こどもの居場所づくり検討部会委員名簿

任期 令和6年7月 29 日から令和7年3月 31 日まで

区分	団体名等	氏名
学識経験者	立正大学 社会福祉学部 教授	大竹 智
大田区民生委員 児童委員協議会	田園調布地区民生委員児童委員協議会	染谷 優子
大田区社会福祉協議会	大田区社会福祉協議会 事務局長	中原 賢一
子育て支援ボランティア	子育てすぐすくネット員	大松 香織
区管理職	こども家庭部長	森岡 剛
	こども家庭支援担当部長	酒井 敏彦
	福祉支援担当部長	政木 純也
	教育総務部長	今井 健太郎



## (5)令和6年度 大田区こどもの意見聴取事業

令和6年7月から9月にかけて、大田区に在住の小学生から中高生世代を対象に、定量的なアンケートでは把握しきれない、こども本人からの自由な意見の聴取を行い、児童館に関するニーズ等を把握しました。

- 調査方法:グループワーク、ヒアリング
- 意見聴取した施設:児童館4館、放課後ひろば1館、中高生ひろば2館

## (6)パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和6年12月13日(金)から令和7年1月10日(金)
意見提出件数	13件



【調布地区】

	児童館名	総利用者数 ※	延床面積	建築年	運営	学童	中高生 タイム
①	久が原児童館	17,413人	336 m <sup>2</sup>	1990年	委託	○	○
②	仲池上児童館	14,483人	763 m <sup>2</sup>	1970年	委託	○	○
③	千鳥児童館	11,394人	504 m <sup>2</sup>	1976年	委託	○	○
④	下丸子四丁目児童館	14,936人	531 m <sup>2</sup>	1996年	直営	○	—
⑤	鶴の木児童館	11,373人	453 m <sup>2</sup>	1973年	直営	○	—
⑥	東嶺町児童館	10,824人	259 m <sup>2</sup>	1975年	直営	—	—
⑦	南雪谷児童館	13,154人	503 m <sup>2</sup>	1980年	直営	○	—
⑧	田園調布本町児童館	10,819人	333 m <sup>2</sup>	1990年	委託	○	○
⑨	上池台児童館	21,420人	753 m <sup>2</sup>	1969年	委託	○	○
⑩	洗足池児童館	18,207人	492 m <sup>2</sup>	1983年	委託	○	○
⑪	田園調布二丁目児童館	8,606人	458 m <sup>2</sup>	1981年	直営	○	—

※総利用者数:児童館の来館者名簿に記載のあった人数(2023年度:2023年4月~2024年3月)。学童保育を除く。







大田区

大田区児童館構想

発行年月：令和7年3月

電話 03-5744-1111（代表）